

石鈴

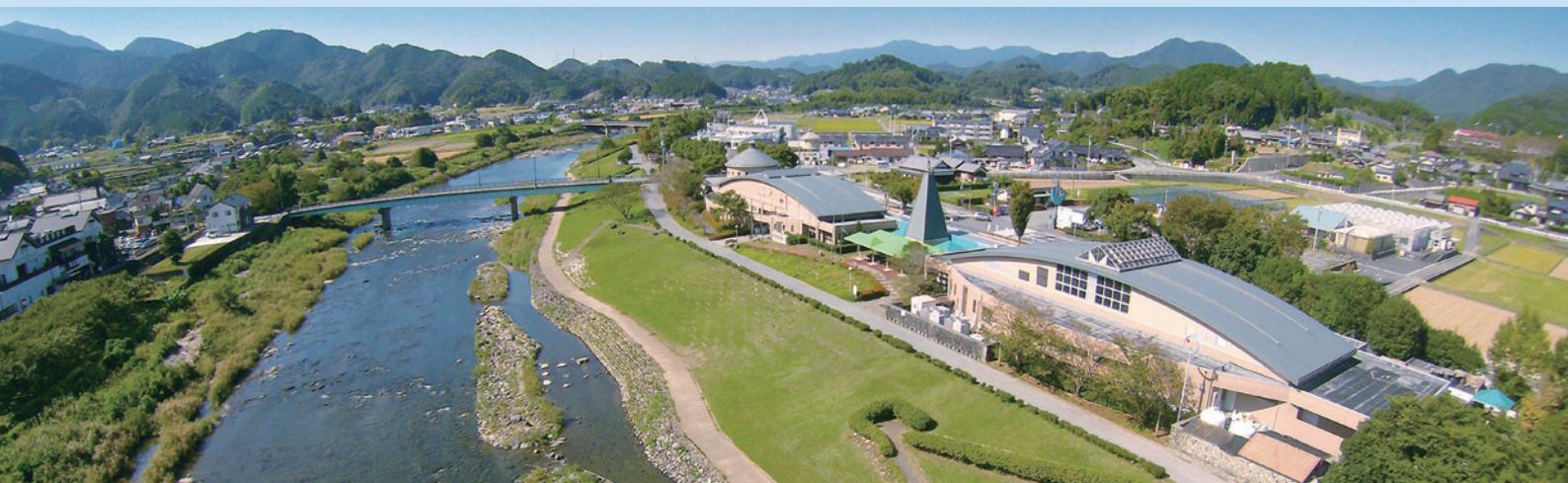
ISHIZUCHI

共済だより

7

令和2年(2020)

Vol.310



▲道の駅「虹の森公園」(松野町提供)

CONTENTS

令和元年度決算の概要	2
退職予定者相談会	
共済事業に関する懇談会について	7
特定健康診査を受診しましょう!	8
令和元年度 医療費の状況をまとめました	10

標準報酬月額Q&A	12
被扶養者の資格調査にご協力ください	14
地共済年金情報Webサイトのご案内	16
福祉事業のご案内	17
ベストマッチ食材でヘルシークッキング 「かつおとトマトのサラダ」	19

愛媛県市町村職員共済組合

<http://www.ehime-kyosai.jp/>

—ご家族でご覧ください—



令和元年度 決算の概要

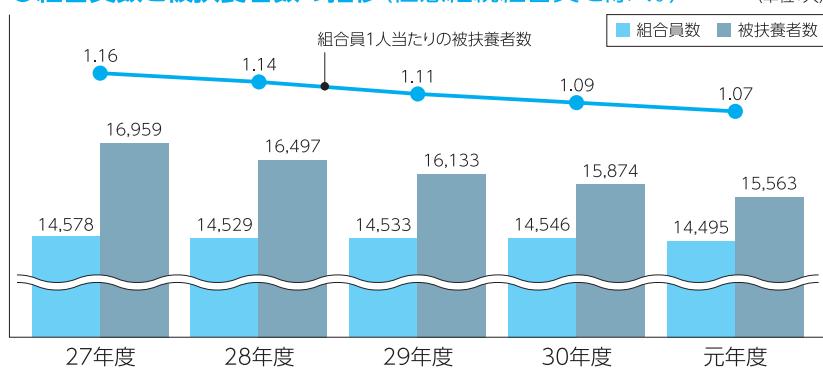
●経理別収支決算一覧表

区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期 経理	9,331,024	8,581,714	749,310
	997,017	1,015,182	△18,165
厚生年金保険経理	20,011,122	20,011,122	0
退職等年金経理	1,278,954	1,278,954	0
経過的長期経理	98,347	98,347	0
退職等年金預託金管理経理	21,193	21,193	0
経過的長期預託金管理経理	2,464	2,464	0
業務経理	286,731	275,101	11,630
保健健経理	397,607	383,555	14,052
	5,209	5,209	0
宿泊経理	158,294	166,137	△7,843
貯金経理	638,276	609,434	28,842
貸付経理	34,779	41,322	△6,543
物資経理	5,690	8,754	△3,064

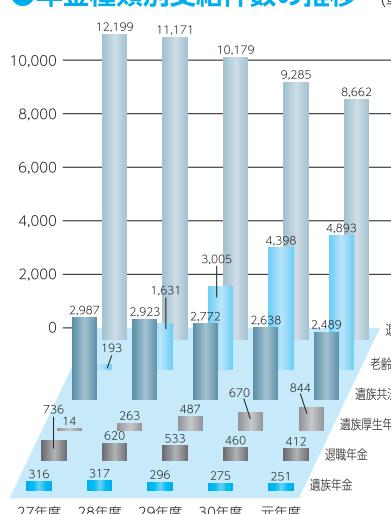
※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

※保健経理の欄の上段は保健事業、下段はメンタルヘルス対策事業の収支を示す。

●組合員数と被扶養者数の推移(任意継続組合員を除く。)



●年金種類別支給件数の推移



●年金種類別 支給件数・1件当たり金額

区分	支給件数	1件当たり金額
退職共済年金	8,662	1,231,213
遺族共済年金	2,489	1,277,410
退職年金	412	2,039,077
遺族年金	251	1,162,012
老齢厚生年金	4,893	920,586
遺族厚生年金	844	1,170,346

令和元年度の決算につきましては、5月19日に監事の皆さまによる監査を受け、5月25日に組合会を開催し、認定をお願いする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、当該組合会について、次の組合会において、組合会議員の皆さまにご承認いただくこととなります。

各経理の決算概要是次のとおりです。

厚生年金保険経理

この経理では、厚生年金給付等の原資となる組合員保険料・負担金を収納し、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」と)へ全額払い込みました。

元年度は、200億1,110万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

元年度は、12億7,900万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

経過的長期経理

この経理では、被用者年金二元化前に裁定された公務障害給付等に係る負担金を収納し、全国連合会へ全額払い込んでいます。

元年度は、9,830万円を収納し、全額を全国連合会へ払い込みました。

退職等年金経理



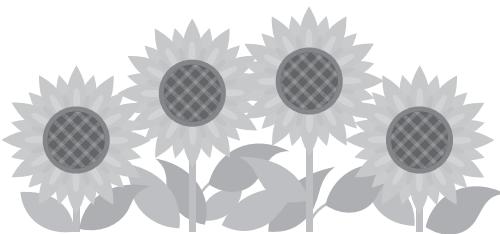
短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の医療給付及び出産・休業・災害などに係る給付、また、介護保険に係る資金の収納及び納付を行う経理です。

〈短期給付関係〉
元年度は、財源率を94・18%とし、前年度より5・52%引き下げつつ、高齢者医療制度に係る拠出金等(以下「拠出金等」という。)の増減に対応するため、一定の積立金を保有する事業計画での運営となりました。

一方、支出総額は、拠出金等が16億7,680万円の大額な減少となった影響から、85億8170万円となり、前年度と比べ16億3070万円の減少となりましたが、拠出金等の支出額に占める割合は約32%で、依然として短期経理の財政を圧迫しています。

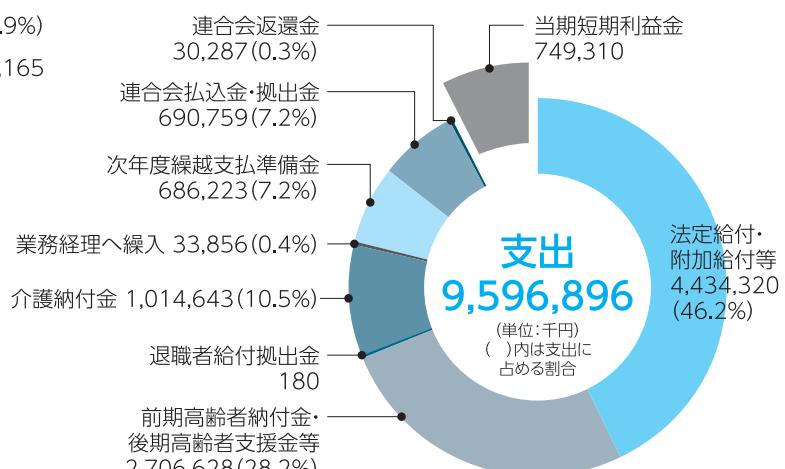
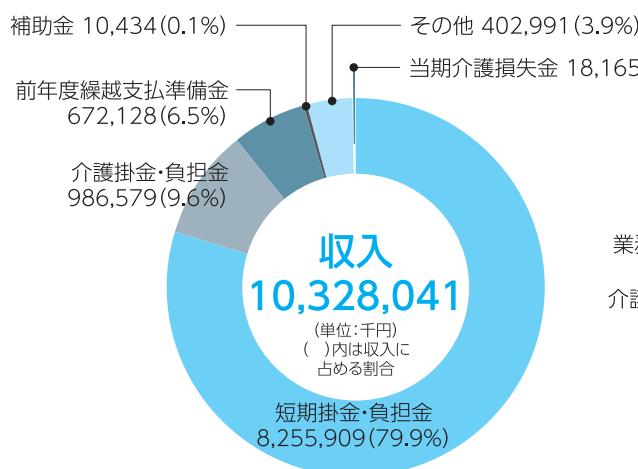
収支決算の結果、7億4930万円の当期利益金が生じましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



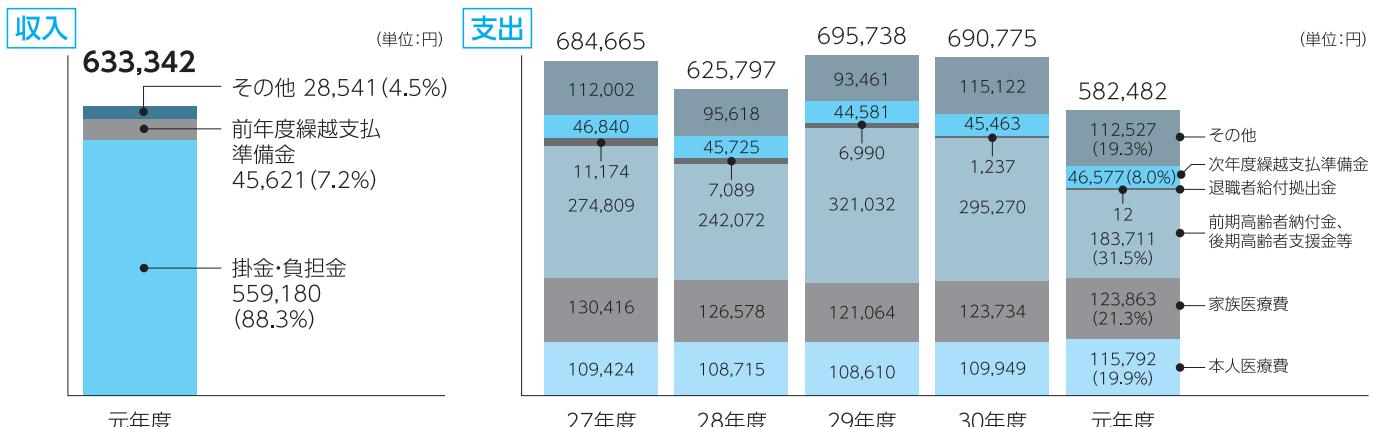
※医療費の状況については、10Pをご覧ください。



〈介護保険関係〉
元年度は、財源率を15・52%とし運営した結果、1,820万円の当期損失金を計上しましたので、介護積立金を取り崩して補てんし、なお不足する1,380万円は介護繰越欠損金として翌年度へ繰り越しました。

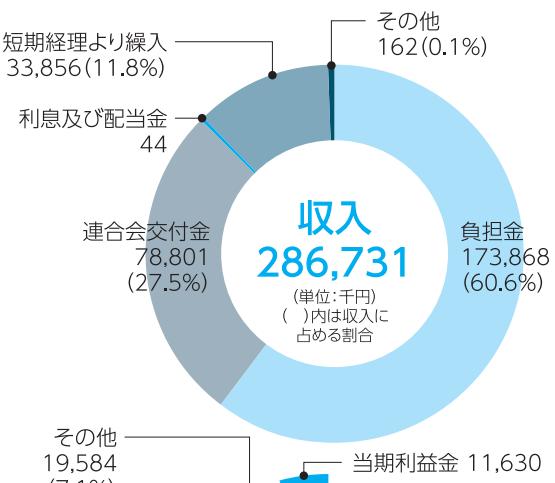


●組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳

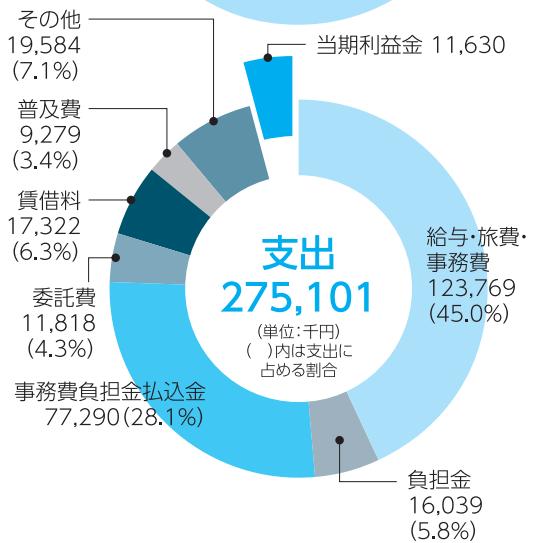


業務経理

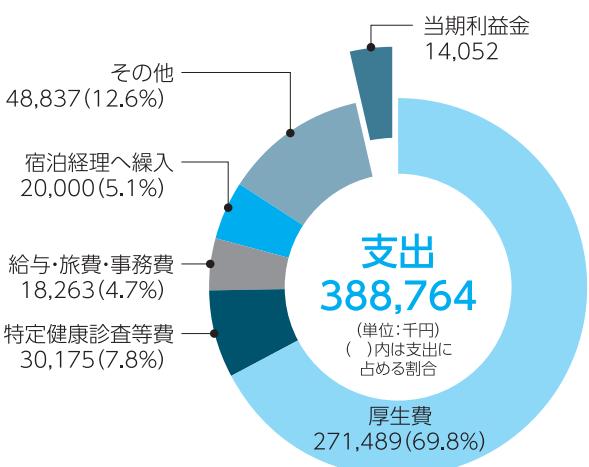
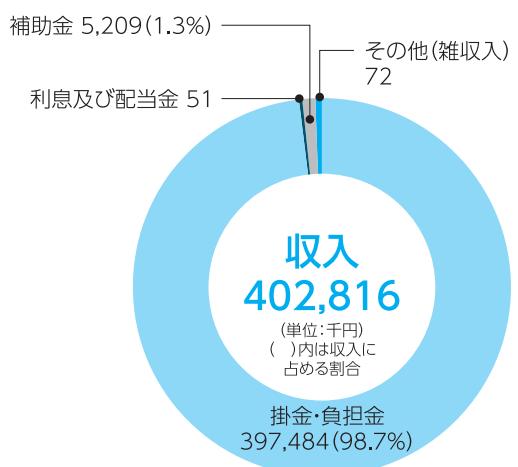
この経理は、医療及び年金の給付を行うための事務費等を賄う経理です。



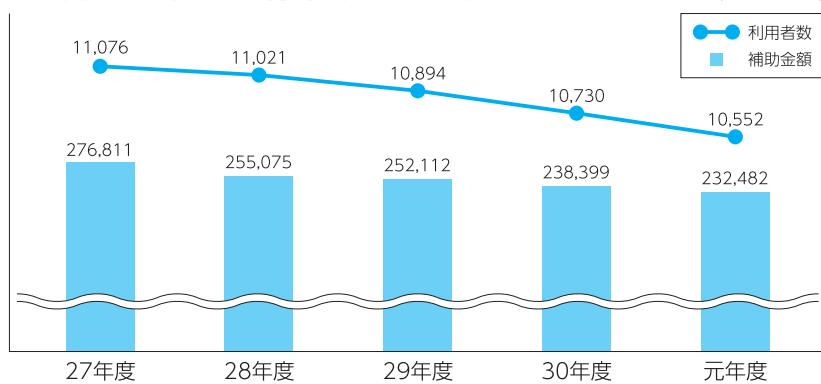
収入総額は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金及び全国連合会からの交付金など2億8,670万円となりました。一方、支出総額は、2億7,510万円で、諸経費の節減に努めた結果、事業計画より1,550万円の減少となりました。



収支決算の結果、1,160万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。一方、支出総額は、掛金・負担金など4億280万円となりました。一方、支出総額は、人間ドック等の利用助成などの厚生費や特定健康診査等費用など、3億8,870万円となりました。収支決算の結果、1,410万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



●人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



(備考) 1人当たり補助金額を平成28年度に27,000円から25,000円に、平成30年度に25,000円から24,000円に引き下げた。

●保健事業実施状況

項目	金額	割合
人間ドック利用助成	226,194	75.0
脳ドック利用助成	6,288	2.1
特定健診・特定保健指導	30,175	10.0
愛媛共済会館利用助成	10,776	3.6
がん検診等補助	5,993	2.0
福祉施設利用助成	659	0.2
インフルエンザ予防接種補助	13,202	4.4
県・市町連携メンタルヘルス	5,179	1.7
その他の	3,197	1.0
合計	301,663	100.0

宿泊経理

この経理は「えひめ共済会館」の経営・運営を行う経理です。

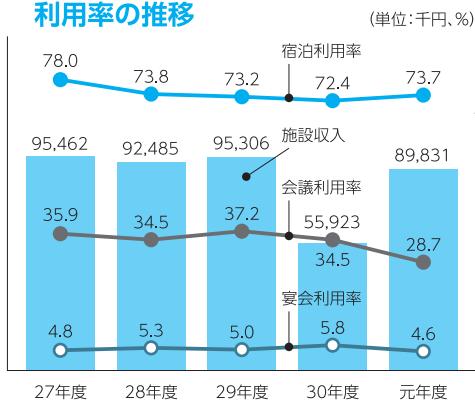
収入総額は、施設収入や減価償却費相当部分の保健経理からの繰入金など1億5830万円で、年度末は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収となりました。

一方、支出総額は、1億6610万円となりました。

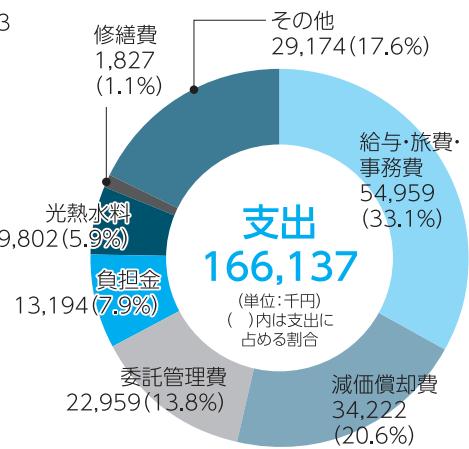
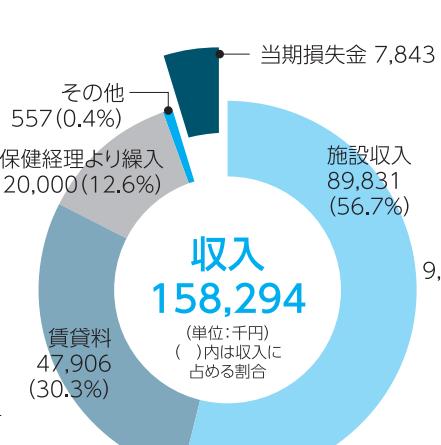
収支決算の結果、780万円の当期損失金が生じましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

組合員の皆さまのご利用を職員一同心よりお待ち申し上げております。
なお、健康増進法の一部改正に伴い、当館は本年4月1日から1階喫煙専用室及び喫煙タイプの宿泊室を除いて館内全面禁煙とさせていただいているります。

●えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



※平成30年度は改修工事のため7か月間の営業です。

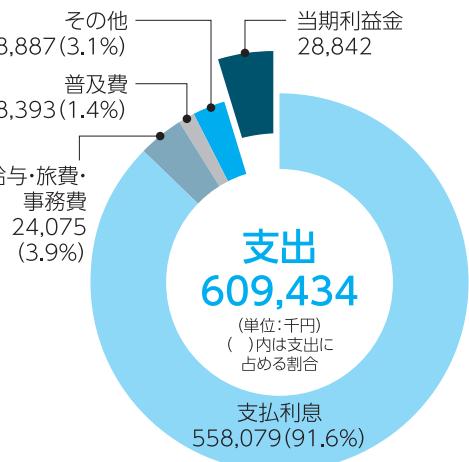
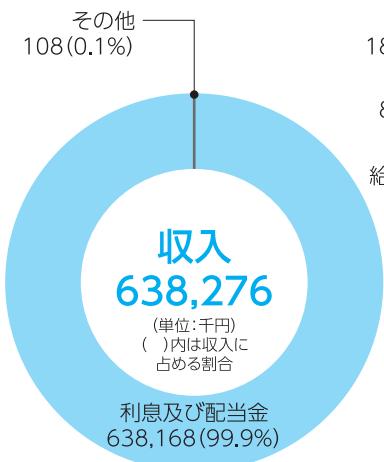
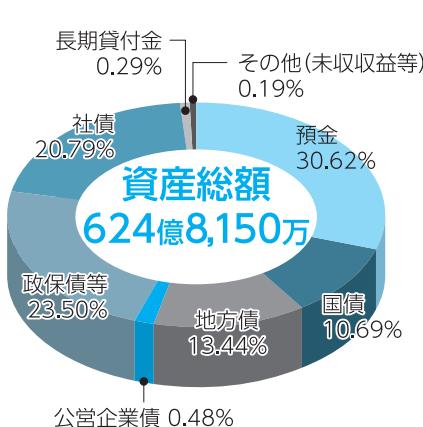


●組合員貯金額・加入者数の推移



貯金者数は8,762人で、組合員加入率は前年度から0.25%増加の59.6%となりました。
収入総額は、資金運用による利息及び配当金など6億3,830万円で、前年度と比べ1,520万円の減少となりました。
一方、支出総額は、支払利息など6億950万円となりました。
収支決算の結果、2,880万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

●貯金経理 資産構成割合

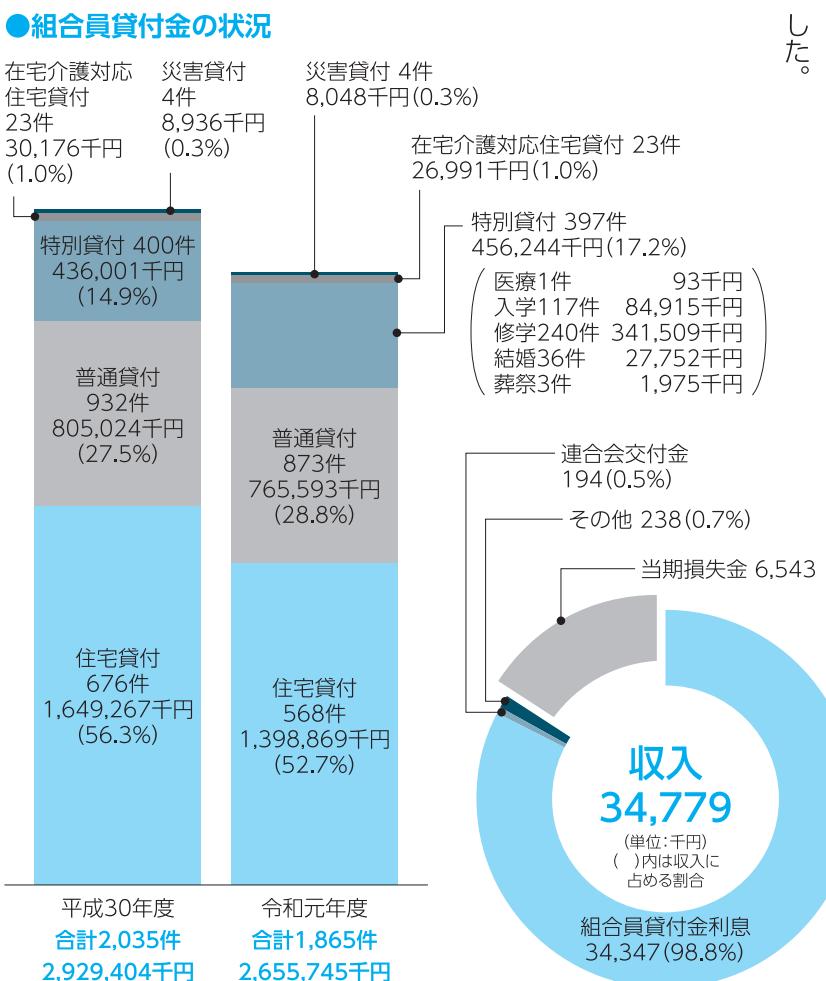


この経理は、組合員の皆さまからお預かりした資金を安全かつ効率的に運用して、皆さまの生活設計に寄与するための貯金事業を行つ経理です。

貯金経理

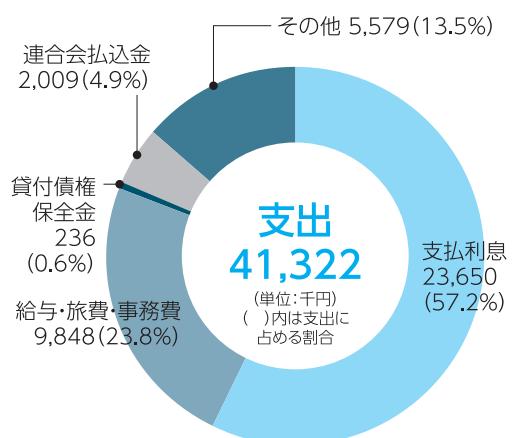
貸付経理

この経理は、組合員の皆さまの臨時の支出に対して貸付けを行う経理です。



収入総額は、組合員貸付金利息など3,480万円、支出総額は、貸付資金の借入に対する支払利息など4,130万円となりました。

収支決算の結果、650万円の当期損失金が生じましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。



物資供給事業販売状況 (単位:件、千円、%)

販売品目	件数	金額	割合
自動車	70	106,760	96.8
自動二輪車	3	2,114	1.9
家 具	2	238	0.2
時計・貴金属	1	778	0.7
その 他	2	374	0.4
合 計	78	110,264	100.0

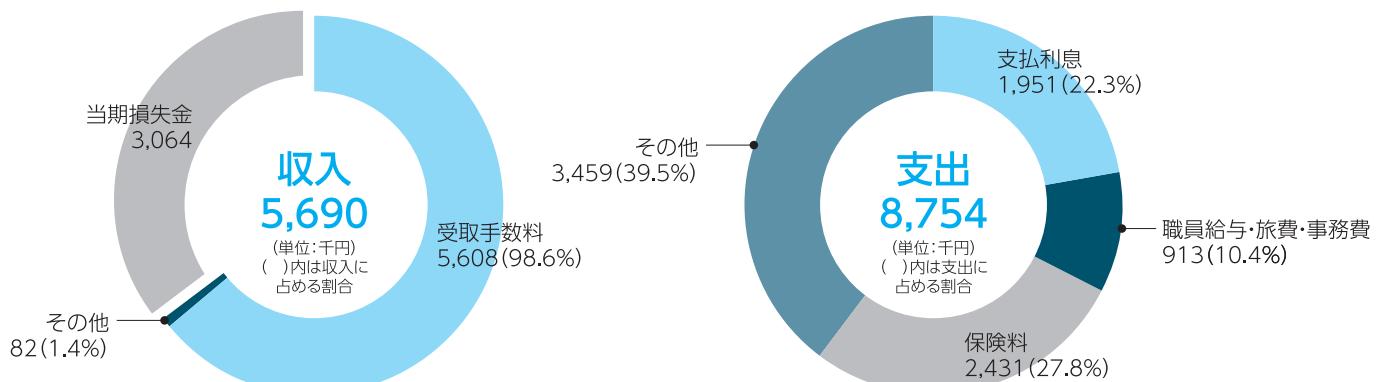
収入総額は、指定店からの販売手数料や物資利用組合員からの立替金利息など570万円となりました。

一方、支出総額は、支払利息や貸付料等に係る保険料など880万円となりました。

収支決算の結果、310万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金を取り崩して補てんしました。

この経理は、組合員の皆さまが本組合の指定業者から自動車等を購入する際に、購入代金を立替払いする事業を行った経理です。

物資経理



退職等年金 預託金管理経理

この経理は、全国連合会から退職等年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、主に組合員への貸付資金として管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など2,120万円で、全額を全国連合会へ払い込みました。資金運用に関する情報は、本組合のホームページで本年7月1日に公開しています。

経過的長期 預託金管理経理

この経理は、全国連合会から年金給付に係る余裕金の一部の預託を受けて、管理・運用を行う経理です。

収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など2,120万円で、全額を全国連合会へ払い込みました。なお、この経理では、令和2年度以降、縁故地方債の引き受けのみを管理することとなります。

共済事業に関する 懇談会について

共済組合では、各共済事業の内容及び現況等を組合員の皆さんにご説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きするため、平成28年度から「共済事業に関する懇談会」第2期を県内全市町で順次開催していますが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の状況等に鑑み、開催しないこととしました。今後の懇談会の開催につきましては、来年度以降に、諸情勢を勘案しながら、開催方法も含め、検討していきます。

退職予定者 相談会について

共済組合では、定年退職等を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・年金及び互助会の事業に係る相談会を毎年度県内各地で開催しておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、現時点で開催の日途が立つておりません。

今年度の相談会につきましては、相談会参加者の安全の確保を第一と考え、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて開催の可否を検討し、後日改めてご連絡しますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

年金制度改革関連法が成立

本年5月29日に年金制度改革関連法が成立しました。主な内容は下記のとおりです。

■在職中の年金受給の在り方の見直し(令和4年4月~)

- ①60歳から64歳に支給される老齢厚生年金について、年金額の減額基準を緩和する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の月額28万円から47万円に引き上げる。)。
- ②就労期間を早期に年金額に反映するため、65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者の年金額を毎年定期的に改定することとする。

■受給開始時期の選択肢の拡大(令和4年4月~)

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

■確定拠出年金の加入可能要件の見直し等

公的年金に上乗せする個人型の確定拠出年金「イデコ」の加入期間の上限を、現在の60歳未満から65歳未満に拡大する。(令和4年5月~)

家族(被扶養者)の方と一緒にご覧ください

特定健康診査受診券送付のお知らせ

(特定健康診査・特定保健指導のご案内)

特定健康診査とは、本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とし、メタボリックシンドローム等の生活習慣病の早期発見を目的とした健診です。

対象となる方には、順次「**特定健康診査受診券(セット券)**」(受診券)をご自宅(共済組合届出住所)に送付しています。

なお、特定健康診査の結果、特定保健指導の対象となる方(メタボのリスクのある方)には、ご自宅に隨時「**特定保健指導利用券**」(利用券)を送付しています。

～外出自粛要請が出ていないときに、早めに受診しましょう～

受診券送付対象者…40歳～74歳の被扶養者(人間ドック利用者を除きます。)

受診方法……………契約実施機関や住民健診で予約の上、受診してください。受診時には必ず受診券と保険証を持参してください。費用は共済組合が負担するため無料です。

(注)新型コロナウイルス感染症の影響により、受診できない健診機関もありますので、予約も含めて事前に健診機関に連絡をお願いします。

有効期限……………**令和3年3月31日**

その他……………一部の契約実施機関では、特定保健指導対象者に健診当日の特定保健指導も無料で利用できます。

※組合員本人については、職場の健康診断又は人間ドックを受診するため受診券の配付はありません。また、共済組合の保健師が所属所にお伺いして保健指導を行うため、利用券についても配付はありません。

今年も、各種体験コーナーを設置した健診の実施を予定しております。

詳細は受診券に同封のチラシをご覧ください。

[開催日]令和2年9月8日(火)、10月5日(月) [開催場所]いよてつ高島屋

パート先等で健診を受診した方へ

受診券を使用せず下表の検査項目が全て含まれる検査結果の写等を共済組合に送付すると…

特定保健指導を利用した方へ

共済組合から送付された利用券又は受診券を使用して、特定保健指導を利用し、終了すると…

それぞれ、

1,000円分の図書カードをプレゼントします。

共済組合の人間ドック利用助成を受ける方は対象になりません。

詳細は、受診券及び利用券に同封の案内文書をご確認いただき、ご不明な点などありましたら共済組合保健課厚生係までご連絡ください。

必要な検査項目	
基本情報	健診日・健診機関名
既往歴等	既往歴・自覚症状・他覚症状
身体計測	身長・体重・腹囲・BMI
血圧測定	収縮期血圧・拡張期血圧
脂質検査	中性脂肪(TG)・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)
血糖検査	空腹時血糖又はHbA1c又は随時血糖(食事開始から3.5時間未満を除く。)
尿検査	尿糖・尿たんぱく
医師の診断	診断内容・診断をした医師の氏名



このページについての問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318

老後の生活設計を考える

50歳代のライフプランセミナー

共済組合では、愛媛県市町村職員互助会と共同で、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプランの作成方法や家庭経済設計、健康づくりなどについて、一般財団法人地域社会ライフプラン協会及び明治安田ライフプランセンター株式会社から専門の講師を迎え、ライフプランセミナーを毎年開催しています。

令和2年度も10月に例年どおり開催を予定していましたが、新型コロナウイルスの感染防止のため、現在、開催の可否を検討しているところです。

開催の可否が決まりましたら、本組合ホームページの“What's New”においてお知らせしますが、今年度は中止となる可能性もありますのでご了承ください。

このページについての問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318

令和元年度は組合員・被扶養者とともに医療費が増加

平成27年度から令和元年度までの1人当たり医療費及び3要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移をみてみました。

令和元年度は前年度と比べて、組合員、被扶養者ともに1件当たり日数は減少しましたが、受診率及び1日当たり医療費が増加したことにより、1人当たり医療費は大幅な増加となりました。受診率、医療費とともに年々上昇傾向が続いているので、皆さんには、引き続き健康の保持、増進及び生活習慣病の予防に心がけていただきますようお願いします。

◆1人当たり医療費

(1人が1年間使った平均医療費)

令和元年度の1人当たり医療費は、組合員が126,831円、被扶養者が126,590円となっています。

組合員は、入院医療費の増加と、外来件数の増加により、1人当たり6,659円と大きく増加しています。

被扶養者は、入院医療費は減少しましたが、外来医療費や薬剤費の増加により、1人当たり2,741円増加しています。



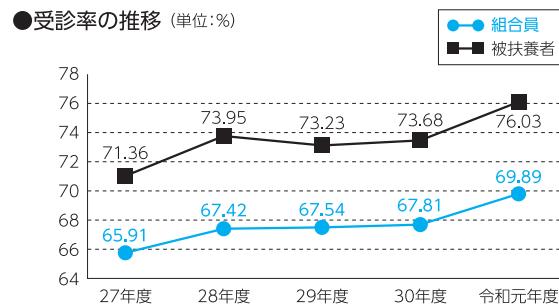
◆受診率

(1か月100人当たりの受診件数の割合)

令和元年度の受診率は、組合員が69.89%、被扶養者が76.03%と高い率となっています。

前年度と比較して組合員は2.08ポイント上昇、被扶養者は2.35ポイント上昇しています。

組合員、被扶養者ともに外来及び歯科の受診率が上昇しています。

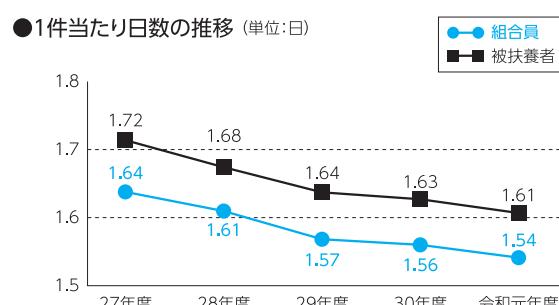


◆1件当たり日数

(1つの医療機関で1か月に受診した平均日数)

令和元年度の1件当たり日数は、組合員が1.54日、被扶養者が1.61日となっています。

前年度と比較して組合員、被扶養者ともに0.02日減少しており、年々減少傾向にあります。

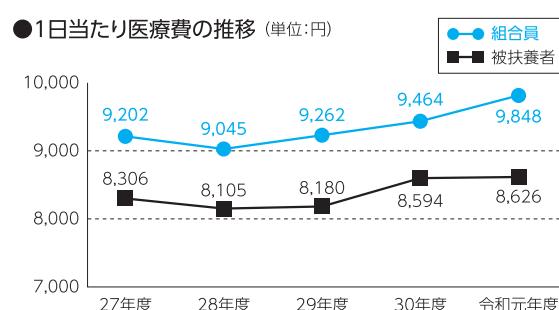


◆1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

令和元年度の1日当たりの医療費は、組合員が9,848円、被扶養者が8,626円となっています。

前年度と比較して組合員は384円増加、被扶養者も32円増加しております。薬剤費の増加などの影響により年々増加傾向にあります。



令和元年度 病類別医療費

組合員は新生物、被扶養者は呼吸器系の医療費が1位

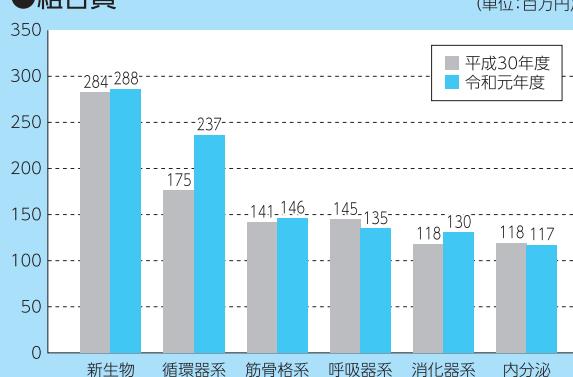
令和元年度における組合員の病類別医療費(30年度比)は、1位 新生物 2億8,800万円(1.41%増加)、2位 循環器系 2億3,700万円(35.43%増加)、3位 筋骨格系 1億4,600万円(3.55%増加)となっています。平成24年度から26年度までは循環器系が1位でしたが、平成27年度以降は新生物が1位となり、医療費の15.22%を占めています。

被扶養者については、1位 呼吸器系 3億4,000万円(7.94%増加)、2位 新生物 1億8,900万円(13.30%減少)、3位 損傷 1億2,900万円(10.26%増加)となっています。前年度と比較して、呼吸器系は2,500万円の増加、新生物は2,900万円の減少となりました。

病類別医療費 上位6位

(※歯科を除く)

●組合員



●被扶養者



病類別の主な疾患・症状

新生物

胃癌、大腸癌、直腸癌、
肝癌、肺癌、乳癌、白血病、
良性新生物

循環器系

高血圧、狭心症、心筋梗塞、
心不全、脳梗塞、
くも膜下出血、脳内出血

筋骨格系

腰痛症、坐骨神経痛、
骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、
脊椎症、五十肩

呼吸器系

急性鼻咽頭炎(かぜ)、
アレルギー性鼻炎、肺炎、
気管支炎、喘息、花粉症

消化器系

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、
胃炎、慢性肝炎、肝硬変、
肝不全、胆石症、脾炎

内分泌

糖尿病、低血糖症、肥満症、
甲状腺腫、バセドウ病、
橋本病、末端肥大症

損傷

骨折、頭蓋内損傷、
脳震とう、内臓の損傷、
熱傷、中毒、日射病

先天性

心室中隔欠損症、無脳症、
小頭症、先天性白内(緑内)障、
肺分画症、口蓋裂、ダウン症候群

周産期

胎児発育遅延、低出産体重児、
未熟児、巨大児、出産外傷、
出産児死

① 定時決定の対象者

7月1日に組合員である者(休業中、休職中、欠勤者を含みます。)で次に掲げる者以外の者

《定時決定の対象とならない者》

- ① 6月1日以降に資格を取得した者
- ② 7月から9月までのいずれかの月から隨時改定等が行われる者

② 定時決定の算定基礎

その年の4月・5月・6月に受けた報酬の総額(ただし報酬の支払基礎日数が17日未満の月は、算定基礎から除く。)

③ 定時決定の算定方法

上記報酬の総額をその期間数で除して得た1月当たりの報酬月額を標準報酬等級表に当てはめて算定します。

④ 定時決定の有効期間

その年の9月から翌年の8月まで(期間途中で随时改定等があった場合は、そのときまで)の1年間

⑤ 定時決定の保険者算定

3の方法により1月当たりの報酬月額を算定するのが困難なとき、又は算定結果が著しく不当となるときは、組合員の事情を考慮して共済組合が適当と認めて算定する額を、報酬月額とすることができます。(これを「保険者算定」といいます。)

(保険者算定代表例)

① 4月・5月・6月とも無給の場合

従前の標準報酬月額の算定基礎となっている報酬月額を用いて算定します。

② 休職者給与(8割支給)を受けている場合

報酬の支払基礎日数が17日以上であっても算定基礎から除いて算定します。

③ 4月・5月・6月の報酬に、本来、当該月以外に支給されるべき報酬が含まれている場合

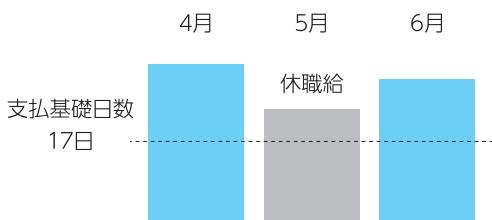
当該報酬を除いて算定します。

④ 4月・5月・6月の報酬が、他の月と比較して著しく高い場合

過去1年間(前年7月から当年6月まで)の平均報酬月額に基づき算定することができます。

※④の保険者算定を受けるためには、いくつかの条件がありますので詳細は所属所の共済組合事務担当課、又は下記までお問い合わせください。

②のケース



4月+6月の報酬月額の総額÷2=報酬月額

③のケース



4月(遅配分除く。)+5月+6月の総額÷3=報酬月額

次回予告、「随时改定」(10月号)乞うご期待!

この記事についての問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

標準報酬月額とは？

第2回
定時決定

年に数回、皆さまのお手元に届く標準報酬決定通知書。
その「標準報酬月額」について連載形式で解説していきます。



ハジメ

組合員のハジメです。

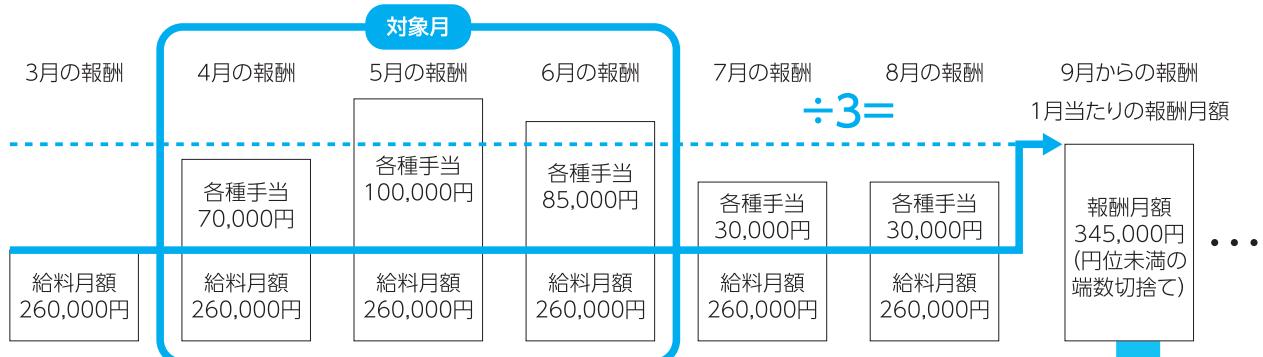
4・5月が決算時期で繁忙期でした。時間外勤務手当が多かったため、
毎月もらっていた給料が標準報酬月額よりも高かったのですが、**標準報
酬月額の見直し**は行われないのでしょうか？



媛共先生

標準報酬月額は資格取得時決定以降、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、**定時決定**という見直しが行われます。この定時決定は、ハジメ君のような方だけでなく、**7月1日に組合員である者全員**（休業中、休職中、欠勤している方を含みます。）を対象に行われます。詳しい算定方法などについては、次のとおりです。

◎定時決定のイメージ



標準報酬等級表

標準報酬			報酬月額		
等級		月額			
短期 給付等	長期給付		円以上	円未満	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
19	20	19	320,000	310,000 ~ 330,000	
20	21	20	340,000	330,000 ~ 350,000	
21	22	21	360,000	350,000 ~ 370,000	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

標準報酬月額
(9月～翌年8月まで)

- 短期給付・退職等年金給付
第20級 340,000円
- 厚生年金保険給付
第21級 340,000円

標準報酬等級表に当てはめる

被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、日本国内に住所を有していて(国内居住要件*)主として組合員の収入により生計を維持していること、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

*国内居住要件の詳細については、共済だより「石録」(Vol.308)をご確認ください。

被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の親族については、同居が要件となります。

収入について

扶養認定における「収入」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常に得られる収入の総額をいい、その基準は年額130万円未満、公的年金収入のある60歳以上の方は180万円未満(60歳未満の方で障害年金を受給している方は180万円未満)です。

収入の種類	収入とみなす金額
給与収入	所得税法による各種控除をする前の収入総額です。
事業・農業収入	総収入額から必要経費(共済組合が認めた経費)を差し引いた額です。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)
年金収入	年金改定通知書等に記載される額です。所得税法上、非課税とされている遺族年金、障害年金も収入に含みます。
雇用保険法による失業給付	日額 <u>3,612円</u> 以上の給付を受給している間は被扶養者になれません。

被扶養者の認定の取扱い

●18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

①就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況

- 組合員が扶養しなければならない理由
- 組合員がその者を経済的に扶養している事実

●父母の場合

父母については、どちらか一方が社会保険に加入している場合、原則として配偶者の社会保険に加入していただくこととなります。父母とも社会保険に加入していない場合であっても次に該当する場合、被扶養者として認定されません。

①夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方又は両方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

②経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む。)の3分の1を下回る場合

令和2年度から取扱いが変わります!

主として組合員の収入により生計を維持していることという認定要件の適正化を図るために、下記に該当する場合は書類の提出をお願いします。

①組合員と別居している扶養手当が支給されていない被扶養者

【提出書類】金銭援助額が確認できる書類(送金先の預金通帳等の写など)

※大学等に学生として在学する子、勤務形態(単身赴任)により一時に別居を余儀なくされる配偶者及び子は不要です。

②扶養手当が支給されていない被扶養者

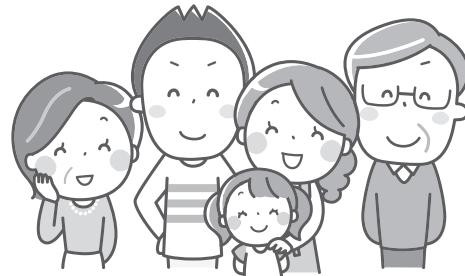
【提出書類】組合員以外の扶養義務者に係る所得等に関する書類など

被扶養者の資格調査を実施します!

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているかを確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。この調査は、適正な被扶養者の認定を行っていく上で重要な調査となりますので、組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

調査対象者

被扶養者全員を対象に行います。



調査方法

所属所の共済組合事務担当課を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、下表「被扶養者資格調査提出書類一覧表」の区分に応じて必要な書類を、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。

なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、共済組合に書類を提出する必要はありません。

提出期限

所属所が定める期日までに所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

注意事項

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、**要件を欠いた日に遡って認定を取り消す**こととなりますので、速やかに取消手続をお願いします。

なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

被扶養者資格調査提出書類一覧表

区分	提出書類
①扶養手当が支給されていない被扶養者	●同意書(地方税関係情報取得用) ●家族調書
②学生	●在学証明書(令和2年4月1日以降に交付された在学証明書)
③病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	●障害者手帳の写、又は診断書(※就労が困難である旨の内容記載のもの)
④年金・恩給受給者 (所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	●令和2年4月年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は令和2年4月において改定がない場合は、直近の送金通知書の写)
⑤事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	●令和元年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ●事業収入申立書
⑥三親等内の親族のうち同居を要件とする者	●住民票 ●①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦継続認定(就職活動中)の者	●被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ●組合員被扶養者証 ●同意書(地方税関係情報取得用)【更新時】 ●求職活動状況申立書【更新時】
⑧被扶養者の要件を備えていない者 (取消手続の必要な者)	●被扶養者申告書 ●認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ●組合員被扶養者証

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。

2 扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

3 扶養手当が支給されていない18歳未満(令和2年4月1日時点)の者で年間所得推計額が0円である被扶養者は、同意書を提出する必要はありません。

4 その他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

このページについての問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

地共済年金情報Webサイトのご案内

地共済年金情報Webサイトでは、組合員の皆さまそれぞれの公務員共済期間に係る以下の内容について閲覧することができます。ただし、すでに老齢又は退職の年金を受給されている方、及び老齢厚生(退職共済)年金の支給開始年齢に到達されている方はご利用いただけません。



●閲覧できる内容●

- ①年金加入履歴・加入期間
- ②保険料納付済額
- ③標準報酬月額等
- ④年金見込額 ※1
- ⑤給付算定基礎額残高履歴

●利用できる方●

- ①組合員
- ②組合員であった方

●ご利用時間●

24時間365日

(サーバーのメンテナンス時を除く。)

※1 年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

●ご利用手順●

1

地共済年金情報Webサイト

共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会のホームページからもアクセスできます。

2

ご利用申込み ※2
(基礎年金番号・氏名・生年月日・
パスワード等を入力)

申込み時に登録したパスワードは必ず控えておいてください。

3

ユーザID通知書の受領

(2~3週間程度)
全国市町村職員共済組合連合会、共済組合からお申込み内容の確認のため、ご連絡をさせていただくことがあります。

4

ユーザID及びパスワードを入力して
ログイン

閲覧の際に必要となる「ユーザID」を記載した「ユーザID通知書」を郵送しますので、大切に保管してください。

※2 住所や名前を変更された方は、共済組合に異動の届出をされてから申込みをしていただきますようお願いします。

相談窓口
(Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課
☎ 03-5210-4607 (9時~17時(土・日・祝日を除く))

保健課からのお知らせ

新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の廃止について

令和2年3月31日をもって、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成を廃止しました。

ただし、令和2年3月31日までに下表の利用条件に該当していた組合員は、令和3年3月31日までの経過措置として、その利用条件に該当している間は助成を受けることができます。

詳しい内容につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
新婚・銀婚利用助成	組合員及び配偶者	①結婚1年未満の者 ②結婚25年目の者 ※どちらも夫婦で1回限りの利用	えひめ共済会館に無料で1泊できる(2食付)
永年勤続利用助成	組合員	勤続25年以上の組合員(既婚者を除く。) ※1回限りの利用	

福祉施設利用助成対象施設の見直しについて

令和2年4月1日から、福祉施設利用助成対象施設を見直しました。

見直し後の当該助成対象施設は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設となります。

なお、**公務出張により宿泊料が支給される場合は、助成の対象外**となります。

福祉施設利用助成対象施設につきましては、ホームページでご確認ください。

区分	対象者	条件	助成内容
福祉施設利用助成	組合員及び被扶養者	指定施設で宿泊する。(連泊は7日まで)	1人1泊1,000円

人間ドック等利用助成事業の利用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人間ドック等の中止や一部の検査を中止する人間ドック等契約健診機関があります。

今般の状況をご覧いただき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、人間ドック等を利用する際には、自宅で検温をしていただき、発熱や風邪症状等の体調不良を感じる場合には事前に健診機関に連絡しご相談いただくとともに、健診機関によっては特定の地域に滞在歴がある場合は一定期間受診できない場合などもありますので、受診する健診機関のホームページ等をご確認ください。

また、人間ドック等の利用日の変更を希望される方は、健診機間に直接ご相談いただき、変更した場合には共済組合に連絡をお願いします。

ただし、やむを得ない理由がない限り、利用日直前の変更はご遠慮くださるようお願いします。

この記事についての問い合わせ先 共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318

共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全を第一に運用しており、現在約8,600人の方にご利用いただいています。ボーナスの預入先としては是非ご利用ください。 預入は、臨時増額貯金専用の払込用紙を使用することで払込取扱金融機関の窓口から隨時行なうことができるほか、給与控除賞与控除により毎回決まった額を預け入れることもできます。	年利1.0% <small>(税引後0.79685%)</small>	ボーナスの預入先に最適です！
--	---	-----------------------

払戻は、「共済貯金払戻請求書」を共済組合に提出することにより組合員本人名義口座へ送金されます。原則として毎週火曜日を締切日とし、毎週金曜日に送金しておりますが、業務上の都合により締切日・送金日を変更することがありますので、共済組合ホームページで「共済貯金払戻スケジュール」をご確認ください。
 なお、毎月第1回目の送金日は解約できません。ご利用の際は、所属所の共済組合事務担当課へお申し出ください。

■物資指定店(変更)

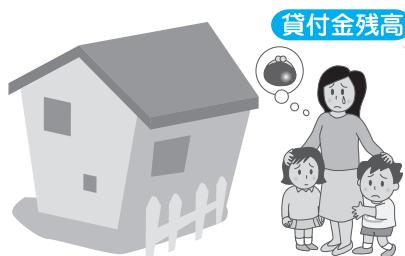
区分	年月日 (変更は届出日)	指 定 店 名		所 在 地	電話番号	取扱商品
変更	R2.4.20	(株)スズキ自販松山	アリーナ天山	新:松山市天山町3-15-5 旧:松山市天山町191	(089)932-3031	自動車
変更	R2.5.25	ネッツトヨタ愛媛(株)	J.Spot 新居浜	新:新居浜市国領1丁目甲1799-4 旧:新居浜市国領1丁目甲1801-1	(0897)43-4597	自動車
			GR Garage 松山	新:松山市空港通2丁目14-3 旧:松山市空港通2丁目14-13	(089)972-8686	

共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、貸付金の返済中に借受人に万一のことがあった場合に、**保険金で貸付金残高が返済されます。**

あわせて「債務返済支援保険」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、**貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。**



「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます

病気やケガで長期休職となられても…

「債務返済支援保険」の保険金で返済金相当額
(平均返済月額)が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となつた場合にも安心です。

「だんしん」(団体信用生命保険)

例

貸付金残高

だんしん

貸付金残高
(債務)



1,000万円の場合

特約保証料

保険金額（貸付金残高相当額）
(10万円につき 月額15円)

月額 1,500円

※特約保証料は見直されることがあります。

保障額

<死亡・所定の高度障害状態>

保険金 1,000万円

(貸付金残高相当額)

を共済組合にお支払いすることで
貸付金残高が返済されます。

特長

- 「だんしん」に加入をしていると、万一、組合員が死亡、または所定の高度障害状態となつてしまつたとき、**「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます。**
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない特約保証料（加入者が負担する保険料）でご加入できます。特約保証料は、年1回、貸付金残高に応じて見直しされますので、返済が進むにつれて加入者の負担が少なくなります。

債務返済支援保険

例

返済金額

債務返済支援保険

返済金相当額
(平均返済月額)

60,000円の場合

〈計算例〉
毎月 債務 40,000円の場合
ボーナス償還 120,000円の場合
平均返済月額 60,000円 = [(40,000円×12)+(120,000円×2)]÷12

保険料

保険金額（返済金相当額）
(1万円につき 月額60円)

月額 360円

※保険料は毎年見直しを行うことから、
変更されることがあります。

補償額

<所定の就業障害の場合>

1カ月あたり保険金 60,000円
(返済金相当額) を30日の免責期間
を経過した日から3年を限度に就業
障害が終了するまでお支払いします。

特長

- 所定の精神障害により就業障害となつたときも貸付金の返済金相当額（平均返済月額）を保険金として加入者にお支払いします。
- 全国の市町村職員を対象として実施している制度のため、ご負担の少ない保険料で加入できます。

制度内容等詳細についてはパンフレットをご一読ください。

MY-A-20-LF-001343 MGY-A-19-LF-826



共済だより 7月号 Vol.310

ベストマッチ食材で

ヘルシー クッキング

料理製作・監修 松村真由子 まつむら まゆこ
管理栄養士・料理研究家。書籍や雑誌の連載、
講演活動などで幅広く活躍している。
●撮影／泉健太 ●スタイリング／青野康子

かつおとトマトの サラダ

かつおには、ビタミンB1やビタミンD、鉄分などが多く含まれています。この栄養の吸収をよくするのが、野菜やくだもの。玉ねぎのアリシンがビタミンB1の吸収を、レモンのビタミンCが鉄分の吸収をよくして、体力増進や貧血予防に役立ちます。



自
由



エネルギー 119 kcal 塩分 1.1g 1人分

体力をつけ、暑さに負けない体に！

材料(2人分)

かつお(刺身用)……100g
しょうゆ……大さじ½
トマト……½個
玉ねぎ……½個
きゅうり……½本
かいわれ大根
……1/4パック(10g)

A レモンの搾り汁……¼個分
サラダ油……大さじ1
塩……小さじ¼
こしょう……少々

作り方

- かつおは1cm角に切ってボウルに入れ、しょうゆを加えて5分ほど漬けておく。
- トマト、きゅうりは1cm角、玉ねぎはみじん切り、かいわれ大根は長さ2cmに切る。
- ボウルにAを入れ、混ぜ合わせる。
- グラスにトマト、きゅうり、玉ねぎ、かつお、かいわれ大根の順に重ねて盛り、③をかける。

